

議案第 33 号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 3 月条例第 13 号）の一部
を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。